# 建樂確謢取消标訟第一回口頭䆺理關㠑 

## 建築確認執行停止の判断にむけて，異例の別室審理へ。

2012年10月11日，幸福の科学学園の校舎棟•寄宿舎棟に対する建築確認取消しを求め た訴訟の第1回口頭審理が大津地裁で行われました。第1回口頭審理では，原告団の住民代表による意見陳述が公開で行われた後，非公開の別室審理で主張の詳細を確認す るといら形で進められました。原告による意見陳述では，建築用地に対する地滑り危険性に ついて，具体的な不安要因を挙げながら，地盤に直接影響を及ぼす切土•盛土の改変行為が法基準に照らして適正でない疑いがあり，安全確保の意味でも迅速かつ公正な判断 を願うことが訴求されました。一方，非公開の別室審理では，提訴の後に交わされた訴状•答弁書に対して，主張の異なる論点を中心に裁判官が具体的に確認を行う作業と，今後 の審議日程が協議されました。

## 口頭審理終了後の記者会見で明らかとなつた，審議内容とは。

口頭審理を終えた直後の弁護団による記者会見では，裁判所の判断により別室審理という形式がとられたことは，実質的な議論をし，できるだけ早く結論を出そうといら裁判所の進行采配の表れ，との見解が示されました。また，別室審理では，裁判所が主張詳細に迫り，具体的に図面等を指しながらの深い内容の議論がなされたことが明らかとなりました。「形の変更」の観点での開発該当性については，被告の反論もあるが，原告団が主張する内容は裁判官に充分に伝わつているといら感触が得られたのではといら見解も述べられました。 なにより勇気づけられたことは，原告団がまず仮処分として，建築確認に対する執行停止を求めていること に対して，11月中には裁判所が一定の判断を下せるよう日程調整が行われたことです。工事が完了してしま うと，裁判所の判断が意味を持たなくなる事態となることが重く受け止められている証ではないでしょうか。

## 住民多数かけつけ，傍聴は抽選 に。各社新聞報道も。 <br> 当日は，平日の開催であったにもかかわら ず，傍聴にあたつては整理券が配布され，傍聴できない方が出るほど注目を集めた公判となりました。当日，傍聴に駆けつけてい ただいた皆様ありがとうございました。なお， びわ湖放送，京都新聞，朝日新聞などでの報道も行われました。今後の公判の行方に注目しましょう。

## ＜記者会見の要旨＞

－別室審理になったことは，スピードアップのための措置であり評価できる。
－仮処分として求めている「執行停止申し立て」に対し ては，11月末までを目処に判断がなされる見通し。
－本案である，開発該当性については，おおむね原告側の「形の変更」に対する主張は概ね理解されてい る。訴状の論点は，どの法基準に基づいて，開発行為該当性を判断するべきかといら法解釈の部分。

## 第2回•第3回口頭審理について

下記の日程がすでに決定していますのでお知らせいたします。
■第2回目（非公開）2012年11月 8日（木）10：30 より ■第3回目（傍聴可能）2012年12月13日（木）10：30 より場所：大津地方裁判所（滋賀県大津市京町3－1－2）にて
第2回目の審理は非公開開催のため，一般傍聴はできませんが，第3回目（12月13日開催）について は，1回目と同様に一般の傍聴が可能です。また，11月下旬には執行停止判断についての記者会見 も予定しています。詳細等が判明次第，まち連だより，まち連HP等を通じて地域のみなさまにお知ら せいたします。

## 建設計画や工事実態に対し，地域にひろがる疑念や困惑。

幸福の科学学園は，今年中の建物完成•来春開校を目指して，猛スピードでの工事が続いています。訴訟の争点となっている開発非該当性に対する疑問以外にも，その工事の進め方や，校舎棟•寄宿舎棟以外での計画などに対しても，様々な疑問や困惑が広がってきています。 その中から，特に問題視されて いる点についてご報告します。

## 工事に対する住民からの苦情に誠意のない対応続く。

最近行われている工事に関して，下記のような苦情が数多くまち連に寄せられています。

－舗装•塗装作業に伴う異臭が，連日，長時間続 いている。

- 連日道路が大量の泥で汚れている。
- 事前周知のないまま道路の片側通行に規制し ている。
－連日21時を超えた深夜の工事で金属音が響い ている。など。
まち連としては，学園•清水建設に対して再三にわたり改善を要求していますが，状況改善どころか，改善しようとする誠意すら全く感じ られません。今後とも大津市を通じた指導要求も含めて対応してまいりますので，お困りご とがありましたら，ぜひご相談ください。


## グラウンド用地に「建てない」としてい たクラブハウスを計画。

これまでグラウンド用地にクラブハウスを建てるの か建てないのか，清水建設の見解は二転三転し ていましたが，10月初旬に，大津市に対して正式 に「クラブハウスを建築する」といら挨拶があった模様です。
もともと私学審議会への学校設置申請時には建設予定の申請がなされていたのですが，住民向け には一貫としてこれまで「建てない」とされてきまし た。ここへ来てのクラブハウスを建設宣言はどのよ うな意味を持つのでしょうか？

既に多くの住民のみなさまも目撃されているよう に，グラウンド用地では，階段•進入路等の設置 に伴う大量の切土行為が発生していることは明ら かです。そして，この工事に対して大津市はクラ ブハウスなどの建物が建たない計画であれば，「宅造法」に基づき「届出書」の提出だけで良と判断し，法手続き的に問題ないとしてきました。
このような経過があった上での今回のクラブハウ スの建築工事宣言は，その前提を覆すものなの です。本来ならば，建物を建てる場合は，「都市計画法」に基づいた申請を提出する必要がありま す。そして，その申請を受けて，開発行為かそう でないかの審査がなされるはずでした。（※）
幸福の科学学園側は9月半ばまで，大津市開発調整課や住民のからの問いかけに「グラウンド には何も建設しません」といら趣旨の回答を何度 も行ってきました。 大津市は現在，住民の問い合わせに対して「正式な申請書面が提出されて おらず，コメントできない」としています。掘削工事 に対する一定の安全性を確保するために定めら れている事前の法手続きが工期の都合で行われ ないとなれば，地元としてこの事態を許す訳には いきません。今後の行政の判断に注目が集まりま す。
（※開発行為とは，「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」のことである「法第4条第 12項」）。開発行為に該当する工事等を行われ るならば，開発許可が必要となります。）

## のぼりが800本を超えました！

10月20日現在，仰木の里地域全体で約800本ののぼりが設置さ れました。 また，戸別訪問お断りのボードは，1500戸に掲げられ ており，住民の強い意志が表明されています。この状態で地域連携が進んでいるといえるのか，学校設置を審査する県知事の諮問機関「私学審議会」には，ぜひ，地元の現状を視察に来ていただき たいと思います。
のぼり設置の設置，破損部品の交換をご希望の方は，まち連又は お近くの専門委員にお問い合わせください。


